

研究論文

戦間期ポーランドの国家語法（1924年）の分析 — 法律文および国勢調査を中心として —

貞包和寛

キーワード：ポーランド、民族的少数者、少数言語、言語政策、戦間期

要旨

本論文は、戦間期のポーランド共和国において1924年に成立した「国家語ならびに政府・地方行政当局の公用語に関する1924年7月31日の法律」（以下、本論文では「国家語法」と称する）を分析するものである。国家語法はポーランド語が「国家語」であることを定め、政府および地方自治体のすべての行政機関において、その使用を義務付けている。しかし国家語法によると、ポーランド語以外の3言語も、東部地域の一部自治体（県、郡、グミナ）において使用することができた。その3言語とは、ルシン（ウクライナ）語、ベラルーシ語、リトアニア語である。実際のところ、国家語法の大部分はポーランド語ではなく、上に挙げたポーランド語以外の言語に関係するものである。したがって国家語法は、本質的には当時の言語的少数者に関する法律であった。

本論文は、国家語法が当時の言語状況にどの程度合致するものであったかを、1921年と1931年の国勢調査を参照しながら検証する。分析の結果、国家語法の規定は、いくつかの問題点や疑問点を孕みつつも、国勢調査から導かれる当時の言語状況と高い度合いで対応していたことが分かった。

1. 序論

1.1. 本論文の背景

戦間期の1918年から1939年に存在したポーランド共和国（以下、本論文では「第二共和国」と称する¹⁾）は、戦間期のヨーロッパにおいて、言語的・民族的・宗教的にもっとも多様な国家であったと指摘されている（Łozińska and Łoziński 2012: 8-9）。1921年に第二共和国で実施

された初めての国勢調査によると、多数者であるポーランド人は全人口の 69%であり、その他非ポーランド系の市民が 31% を占めていた。中でも多かったのは、ルシン(ウクライナ)系²⁾、ユダヤ系、ベラルーシ系の市民である。

本論文の研究対象である国家語法は、こうした状況下において成立した。「国家語法」とは筆者による略称であり、正式名称を日本語訳すると、「国家語ならびに政府・地方行政当局の公用語に関する 1924 年 7 月 31 日の法律」となる(番号: Dz.U. 1924 nr 73 poz. 724)。

国家語法の成立まで、第二共和国における言語の法的な位置づけ(現代で言うステータス計画)には曖昧な部分が多く残されていた。1921 年に制定された憲法(通称「三月憲法 *Konstytucja marcowa*」³⁾)は市民の自由な言語使用の権利を保障していたが、憲法本文において具体的な言語名が挙げられているわけではなく、ステータス計画と呼ぶにはあまりに一般的な文言であった⁴⁾。したがって国家語法は、第二共和国における実質的に初めてのステータス計画であり、同国の言語法のなかで最重要の法令のひとつと言えよう。

国家語法は、ポーランド語を「国家語」と位置づけ、国と自治体のあらゆる行政機関においてその使用を義務付けている。しかし一方で、当時の多言語状況(特に、「*Kresy*」と呼ばれた東部地域の言語状況)に対応するための条文も多く備えていた。実際のところ、国家語法全 10 条のうち第 2 条から第 8 条まではポーランド語以外の言語の使用に関する規定である。すなわち国家語法は、「少数言語法」と言ってもよい性質を備えていた。

1.2. 本研究の目的と意義

本研究は、国家語法の規定および第二共和国で行われた 2 度の国勢調査(1921 年、1931 年)を照合させつつ、国家語法を記述することを目的とする。具体的には、国家語法が当時の民族的・言語的人口分布とどの程度合致するものであったかを検証する。

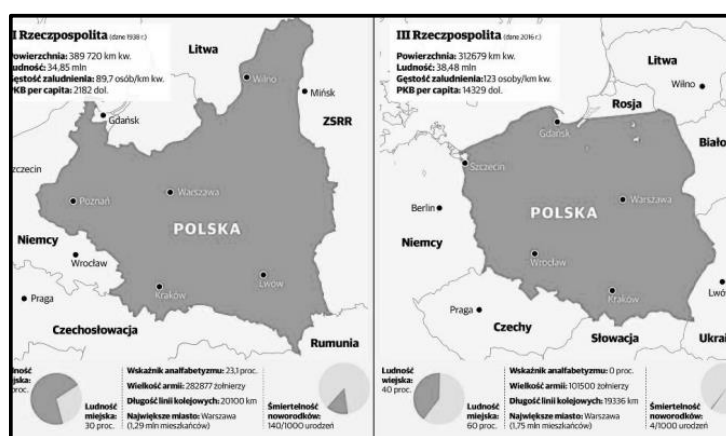
第二共和国内の言語的少数者と少数言語について論じた先行研究は多い。例えば、当時の少数言語の学校教育における位置づけを論じた研究(Wróblewska (2011)、Ruda (2017) など)や、少数者保護に関する国際法とポーランドの関係を論じた研究(Chałupczak (2012)、Łysko (2019) など)が挙げられる。一方で、国家による言語の位置付けの観点から第二共和国を論じた研究はポーランドの学界でも少なく、Ogonowski (2000) や Woźniak (2015, 2019) など、一部の研究者が関心を寄せているのみである⁵⁾。かつこれらの研究も、論の展開上国家語法に触れてはいないものの、国家語法が統計的事実とどの程度対応していたかについてはほとんど論じていない。本論文では、こうした先行研究の不足を補完していく。

2. 国家語法を取り巻く諸要素

2. では、国家語法分析のための前提となる基本情報（領土、民族的人口構成、言語状況の一例、当時の政治状況）を提示する。

2.1. 第二共和国の領土

第二共和国の領土は現在のポーランド（第三共和国）よりも東に位置しており、今日のウクライナ、ベラルーシ、リトアニアの一部を含んでいた（[地図 1] を参照）。



[地図 1] ポーランド第二共和国と現在のポーランド共和国の領土

出典： <https://plus.polskatimes.pl/co-laczy-dwie-polski-jak-bardzo-podobne-do-siebie-sa-ii-i-iii-rp/ar/12660812>

(Accessed : 2021/09/23)

[地図 1] の左側が第二共和国の領土を示している。「クレスィ」と称されていた第二共和国の東部地域には特に民族的少数者が集住しており、中には非ポーランド系市民が多数を占める自治体も存在した。本論文で分析する国家語法も、ポーランド全土ではなく当時の東部地域を対象とする条文がほとんどを占めている。

2.2. 国勢調査（1921 年、1931 年）に見る人口構成

1921 年に第二共和国で初めて実施された国勢調査（GUS 1927）⁶⁾の結果は、当時の民族構成の複雑さを如実に示している。1921 年国勢調査における民族的帰属意識をまとめたものが [表 1] である。

[表 1] 1921 年国勢調査における民族的帰属意識にもとづく全国の人口分布

分類	人口 (人)	比率 (%)
合計	25,694,700	100.00
ポーランド系	17,789,287	69.23
ルシン系 ⁷⁾	3,898,428	15.17
ユダヤ系	2,048,878	7.97
ベラルーシ系	1,035,693	4.03
ドイツ系	769,392	2.99
ロシア系	48,920	0.19
チェコ系	30,628	0.11
リトアニア系	24,044	0.09

([表 1] は GUS (1927: 56) をもとに筆者が作成した。比率は筆者が算出した。)

以下、1921 年国勢調査に先立ち配布された「質問表および回答手引」(GUS 1931)にもとづき、1921 年国勢調査における調査方法を概観する。回答手引 *instrukcje spisowe* 第 17 項に拠ると、「回答者自身が帰する民族的帰属 *narodowość* を書く」とのみ記されており、特に国家の側から選択肢などは提示されていない (GUS 1931: 46)。したがって、民族的帰属は回答者が自由に記述できたものと思われる。さらに 1921 年国勢調査質問表では、民族的帰属だけでなく、第一言語 *język ojczysty* を回答する欄も用意されていた (GUS 1931: 16)。回答手引第 16 項に拠ると、第一言語とは「回答者が最も若い時から使用している言語」であり、2 言語を回答することも認められている (GUS 1931: 45)。しかし 1921 年国勢調査の結果 (GUS 1927) には第一言語の回答は反映されていない。

10 年後に行われた 1931 年国勢調査 (GUS 1938a)⁸⁾ では、帰属意識の集計が 1921 年国勢調査とは大きく異なっている。というのも、1931 年国勢調査では民族的帰属意識を記入する欄はそもそも存在せず、第一言語 *język ojczysty* のみを記入する形式となっていたからである。その結果を [表 2] にまとめる。

[表 2] 1931 年国勢調査における第一言語にもとづく全国の人口分布

分類	人口 (人)	比率 (%)
合計	31,915,779	100.00
ポーランド語	21,993,444	68.91

ウクライナ語	3,221,975	10.09
イディッシュ語 ⁹⁾	2,489,034	7.79
ルシン語	1,219,647	3.82
ベラルーシ語	989,852	3.10
ドイツ語	740,992	2.32
ヘブライ語	243,539	0.76
ロシア語	138,713	0.43
リトアニア語	83,316	0.26
チェコ語	38,097	0.11

〔表 2〕は GUS (1938a: 15) をもとに筆者が作成した。比率は筆者が算出した

〔表 2〕の読み取りについては、特に以下の 2 点を考慮しておく必要があるだろう。

第一に、1931 年国勢調査では、1921 年国勢調査には見られなかった「ウクライナ」という語が見受けられる点である。戦間期において「ウクライナ」と「ルシン」という 2 語は必ずしも厳密に区別されておらず、同義的に使用される場合もあった。現に 1921 年国勢調査では、「ルシン」という語で二つの民族的帰属（ルシン／ウクライナ）をまとめている。一方で 1931 年国勢調査の「質問表および回答手引」（GUS 1932）における質問表では、第一言語として以下の九つの選択肢が示されている。

ポーランド語、ウクライナ語（ルシン語）、ユダヤ語（イディッシュ語）、ベラルーシ語、ドイツ語、リトアニア語、ロシア語、チェコ語、その他

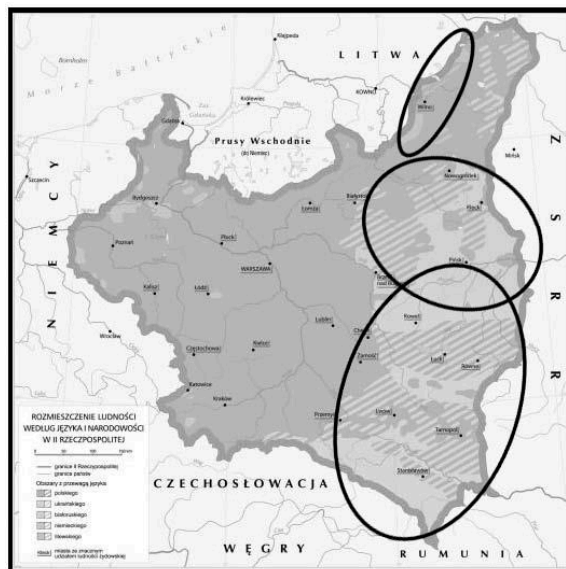
ここからも分かるように、1931 年国勢調査質問表（GUS 1932: 64）では「ウクライナ語（ルシン語）」と表記されている。すなわち 1921 年国勢調査と同じように、二つの概念を同義的に扱っているのである。この事実にも拘らず、1931 年国勢調査集計結果（GUS 1938a: 15）では、「ウクライナ／ルシン」の二つの用語が区別されている（〔表 2〕を参照）。すなわち 1931 年国勢調査では、質問表と集計結果の間に齟齬が見られるのである。この齟齬の要因について詳細は不明であるが、当時同義的に扱われていた「ウクライナ／ルシン」という語には、政治的に異なるニュアンスが付与されていたとする指摘もある¹⁰⁾。質問表と集計結果の間の齟齬も、こうしたニュアンスの差異が遠因として考えられる。

第二に、1931 年国勢調査では「ユダヤ語 *język żydowski*」という表現が見られる。この言語はイディッシュ語を指している。1931 年国勢調査は第一言語にもとづくものであるため、「ユ

「ダヤ語＝イディッシュ語」と「ヘブライ語」が区別されていることが分かる。なお 1921 年国勢調査は民族的帰属意識にもとづくものであったため、「ユダヤ系 *narodowość żydowska*」という表現が用いられている。

2.3. 第二共和国の言語状況の一例

上の [表 1] および [表 2] から推測されるように、当時の言語状況は極めて複雑なものであった。下の [地図 2] に示されるように、国土の南東部にはルシン（ウクライナ）語話者、北中部にはベラルーシ語話者の大規模な話者集団を形成している自治体が密集していた。また、ルシン語話者やベラルーシ語話者と比べると少数ながら、北東部にはリトアニア人の集住する地域が存在した。



[地図 2] 第二共和国の言語状況

出典 : <https://zpe.gov.pl/a/mniejszosci-narodowe-ii-1p-i-konflikty-na-tle-narodowosciowym/DRP76teq> (Accessed: 2021/09/23)

[地図 2] における三つの円は、上の円から順に、リトアニア語、ベラルーシ語、ルシン（ウクライナ）語の話者集住地域を示している。第二共和国の最南に位置し、ウクライナ系市民が人口の 70 % 近くを占めていたスタニスワヴフ県 *województwo stanisławowskie* は、そのような自治体の典型例である¹¹⁾。同県の言語状況について、1929 年に同県で生まれたジャーナリストのタデウシュ・オルシャンスキは以下のように回想している（Olszański (2016: 52-53) より引用。甲括弧〔 〕内は引用者注）。

国立と私立とを問わず、スタニスワヴフには多くの学校とギムナジウムがあった。最も多かったのはポーランド系学校だが、ウクライナ系学校とユダヤ系学校も同じくらいに多く、福音派のグミナ [ポーランドの基礎自治体]¹²⁾にはドイツ系学校とギムナジウムがあった。ユダヤ人向けには、ヘブライ語で教えるギムナジウムが 2 校と、商業学校、女子手工業学校があった。ポーランド語の学習はいずれの学校でも行われていた。一方でポーランド系学校ではルシン語の学習が義務付けられており、それ [ルシン語] は公的にはウクライナ語と呼ばれ、成績証明書にもそのように [ウクライナ語と] 記載しなければならなかった。第 2 学年からはポーランド語の読み書きの他にもキリル文字を使用したウクライナ語の読み書きの授業があり、みなウクライナ語をよく知っていたので、成績はとても良かった。私たちは昔から、近所や往来で年齢の近い者と顔を合わせるとポーランド語とウクライナ語をそれぞれに使っており、とてもよく意思疎通ができていた。

スタニスワヴフ県ではルシン (ウクライナ) 系市民が多数派を占めていた。非ポーランド系が多数派を占める県は、スタニスワヴフ県を含め第二共和国内に四つ存在していた¹³⁾。したがって、引用が示すような言語状況は決して例外的なものではなく、第二共和国の東部地域では比較的よく見られるものであったと推測される。

2.4. 第二共和国と少数者の関係—国内外の政治状況から—

上の引用が示すように、当時のポーランドの少なくとも一部の地域では、ポーランド系市民と非ポーランド系市民が共存していた。とはいえ、両者の間には必ずしも融和的な関係が醸成されていたわけではない。しばしば指摘されるように、第二共和国期の政治思想、特にポーランド民族主義者の間においては、強固な同化論が存在していた。こうした同化論の最も代表的な論者は、右派勢力「国民民主党 Narodowa Demokracja」¹⁴⁾の創設者のひとりであるロマン・ドモフスキである。ドモフスキは国内のウクライナ人、ベラルーシ人、リトアニア人を「ポーランド人の劣等種」と見なし、「ポーランド文化への完全な同化」の対象と見なしていた (Mironowicz 2000: 13)。国民民主党の思想は、少数者に対して「同化か排除しか認めなかった偏狭なナショナリズム」(柴他 [監修] 2015: 523) であったが、123 年間の三国分割を脱したばかりの第二共和国においては一定以上の支持を集めており、国民民主党は最大の政治勢力のひとつであった。したがって、ドモフスキの思想は当時の主要な潮流のひとつであったといえる。なにより、国家語法制定を主導した当時の首相ヴワディスワフ・グラプスキ自身も、国民民主党に属する政治家であった。

ポーランド民族主義が強固な政治勢力であった一方、ポーランドからの国家的独立を標榜する少数者の集団も存在し、両者はしばしば暴力的な行為に及んだ。公人に対するテロ行為の例を以下に挙げる。

- ・ 1921 年、テロ組織「ウクライナ軍事組織 Українська військова організація」¹⁵⁾ が、ルヴフ (リヴィウ)¹⁶⁾ に滞在中だった国家主席¹⁷⁾ ユゼフ・ピウスツキの殺害を試み、失敗した¹⁸⁾。
- ・ 1922 年、第二共和国初代大統領ガブリエル・ナルトヴィチが選出から 1 週間後に殺害された。民族的少数者からの支持が厚かったナルトヴィチの大統領選出に不満を募らせていたポーランド民族主義者エリギウシュ・ニェヴィアドムスキによる犯行であった¹⁹⁾。
- ・ 1924 年、テロ組織「ウクライナ軍事組織」が、ルヴフに滞在中だった第 2 代大統領スタニスワフ・ヴォイチェホフスキの暗殺を試み、失敗した²⁰⁾。
- ・ 1931 年、ピウスツキに近い政治家の一人であったタデウシュ・ハウフコがウクライナ民族主義者に殺害された。
- ・ 1934 年、やはりピウスツキやハウフコに近かったブロニスワフ・ピェラツキ内務大臣が「ウクライナ民族主義者組織 Організація українських націоналістів」²¹⁾ に殺害された²²⁾。

これらの事例が示すように、第二共和国におけるポーランドと民族的少数者（特にウクライナ系市民）との関係は常に不安定であり、必ずしも融和的なものとは言えなかった。

その一方、当時のポーランドは少数者の保護を国際条約によって義務付けられてもいた。第一次世界大戦後の 1919 年、第二共和国と連合国（アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、日本など）の間で締結されたヴェルサイユ小条約 Little Treaty of Versailles（以下、本論文では「小条約」と称する）がそれに該当する²³⁾。小条約は 2 部の構成をとっており、第 1 部が少数者に関する事柄を扱っている²⁴⁾。小条約は、出生、国籍、言語、人種、宗教によらず、すべてのポーランドの住民が信条、宗教、信念などを、公私を問わず表明する権利を認める（同第 2 条）。また小条約には、裁判所における言語使用に関して少数者への配慮の義務も含まれていた（同第 7 条）²⁵⁾。小条約のなかでも特筆すべきは、ユダヤ人に関する特別の言及が行われている点であろう。ユダヤ人共同体は国の監督の下、ユダヤ人学校に対する公的資金の配分を決定することができた（同第 10 条）。また、ユダヤ人は安息日に禁じられているいかなる行為も強制されないという規定も含まれている（同第 11 条）。ユダヤ人は小条約において名称が挙げられている唯一の少数者であり、保護の内容も具体的であった。その意味では、小条約内のユダヤ人は特権的な位置づけを得ていたとすることができるだろう²⁶⁾。

とはいえ、国内の少数者問題（特にユダヤ人問題）が小条約によって加熱することを懸念した第二共和国は、小条約に対して強い不満を持っていた（篠原 2015: 75）。加えて、第二共和国が国内の少数者を保護する義務を負うのとは対照的に、ドイツ側はこうした義務を負わない

(すなわち、ドイツ国内のポーランド系少数者は保護対象とならない) 点も、第二共和国の不満材料のひとつであった。戦間期の少数者保護制度は、国家間でも少数者間でも極めて不平等な点を残していたのである。少数者問題が生じた際の判断は国際連盟 League of Nations に委ねられていたが、少数者をめぐるポーランド・ドイツ間の外交的軋轢は国際連盟が扱ったなかでも最も大規模なものであった(篠原 2015: 81)。

内容面においても、小条約は大きな曖昧性を孕んでいた。例えば、当時のポーランドでは、民族的帰属と宗教的信仰と第一言語が連動しないケースも多々見受けられた(Lysko 2019: 115)。すなわち、帰属を示しうるカテゴリが重層的であり、ひとつのカテゴリでは必ずしも人間集団を峻別できなかったのである²⁷⁾。また、小条約には「人種 race」という単語が頻出するが、Lysko (2019: 114) の指摘に拠ると、第二共和国においては「人種」というカテゴリがそれほど一般的ではなく、したがって「人種的少数者 *mniejszość rasowa*」と「民族的少数者 *mniejszość etniczna*」はほぼ同義語として使用されていたという²⁸⁾。これらの事実から示されるように、小条約はポーランドの少数者の実態を考慮して制定されたものとは言えないが、その拘束力は強く、小条約第 2 条から第 8 条までの規定は、第二共和国のいかなる法律、規則、公的措置にも優越した(同第 1 条)。小条約が第二共和国に「押し付けられた」とする指摘(Fink 1998: 273)は妥当なものであると言えよう。

2.5. まとめ

2. では、第二共和国国内の少数者の分布、少数者をめぐる同国内外の政治情勢などを概観してきた。まとめると、第二共和国は少数者問題に関して極めて難しい立場に置かれていたと言えるだろう。第二共和国の約 20 年の歴史のなかで、少数者は常に国民の 3 割近くを占めており、スタニスワヴフなど一部地域では少数者の方がポーランド系市民よりも多い場合があった。事実として、第二共和国は多民族国家だったのである。しかし当時の政治思想においては、少数者を同化した、いわば「均質なポーランド国家」を構築すべきとする考え方も根強く、一方では国家的独立を目指す少数者の政治集団も存在した。第二共和国における少数者問題は常に緊張を伴うものであり、国内政治の不安定化の要素とも見なされることがあった(2.4. を参照)。同時に第二共和国は、独立回復時に締結したヴェルサイユ小条約(1919 年)によって少数者保護が義務付けられていた。こうした少数者保護の規定に第二共和国は不満を抱いており、実際に小条約には制度面での不平等と曖昧性が内在していた。しかし当時の少数者問題は国際連盟が関与する事項でもあり、第二共和国は国内の少数者問題を無視あるいは抑圧できる立場にはなく、一定の具体的措置を求められていた。

当時のこうした状況を念頭に置いた上で、1924 年に成立した国家語法を分析していく。

3. 国家語法（1924 年）：条文の解説と分析

3. では国家語法（1924 年）の分析を行う。以下、条文を引用する場合はすべて、本論文と別に掲載する資料「国家語法全文訳」に依拠する。

3.1. 国家語法の特徴と構成

国家語法は、現代の言語政策論に言うステータス計画に相当する法律であり、ポーランド語に「国家語 *język państwowy*」というステータスを与えた点にその意義がある。同法の成立まで、ポーランド語の法的位置づけには曖昧な部分が多かった。例えば 1921 年に成立した第二共和国初の憲法（通称「三月憲法」）には、言語的少数者の権利や保護については記載があるものの、言語そのものの法的位置づけについては何ら言及されていない（1.1. を参照）。国家語法は、第二共和国が言語ステータスに対し初めて明確な態度を表明した法律であるといえる。

しかし、国家語法は、実際にはポーランド語以外の言語に関する規定が全 10 条中 7 条を占めている。以下に国家語法の全体の構成を概観する。

国家語法全体の構成

第 1 条：「国家語＝ポーランド語」の規定

- ・ 全国の行政機関における国家語（ポーランド語）の使用を義務化する。

第 2-8 条：第 1 条の例外規定

- ・ 東部地域の一部では、行政機関とのやり取りにおいてポーランド語以外の言語の使用が認められることがある。
- ・ 「ポーランド語以外の言語」とは、国家語法で言及される少数者（ルシン系、ベラルーシ系、リトアニア系の各市民）の言語を指す。
- ・ 上に挙げた 3 言語は〈母語〉²⁹⁾と呼ばれる。

第 9-10 条：法律制定に関する法的手続き

- ・ 国家語法の所管大臣の指定
- ・ 旧法の廃止

本論文で特に注目するのが、国家語法の第 2 条から第 8 条までの条文(第 1 条の例外規定)である。これらの例外規定は、多言語性・多民族性が特に強かった当時の東部地域を対象とするものであった。すなわち、国家語法は実際には、ポーランド語のステータスを定めるためというより、言語的少数者に対応するためにこそ制定された法律だったのである。現に、戦間期当時出版された解説書(Kierski 1933: 163-164)³⁰⁾は、少数者に対応する国内法の最初期のひとつとして国家語法を挙げている。東部地域の言語的少数者を対象とする法律としては、国家語法以外にも以下の二つの法律がある。

1. 裁判所、検察、公証業務の公用語に関する 1924 年 7 月 31 日の法律
2. 学校制度の構成に関する諸規定を含む 1924 年 7 月 31 日の法律

国家語法と同年月日に成立していることから分かるとおり、国家語法を含むこれら三つの法律は一揃いのものとして扱われている。東部地域(クレスィ)に関するこれら 3 法が「クレスィ諸法 *ustawy kresowe*」(Ogonowski 2000)と呼ばれるのはこの理由による。

いずれにせよ、「国家語」を規定する第 1 条ではなく、その例外規定である第 2 条から第 8 条こそ、国家語法の最重要部分と言ってよいだろう。

3.2. 国家語法第 2 条から第 8 条(第 1 条の例外規定)の詳述・分析

以下、国家語法第 2 条から第 8 条までの詳述・分析を行う。その際、第 2 条と第 3 条の分析を独立の項 3.2.1. および 3.2.2. とし、第 4 条から第 8 条までを別の項 3.2.3. にまとめている。以下に見るように、国家語法における最重要の規定(ポーランド語以外の言語の選択、それらの言語の使用可能な範囲)は第 2 条と第 3 条に集中しているからである。これ以降の条文(第 4 条から第 8 条)は第 2 条と第 3 条の規定を準用している。よって、規定の重要度に鑑みて上の章立てを取ることにした。

3.2.1. 国家語法第 2 条

国家語法第 2 条では、ルシン系³¹⁾、ベラルーシ系、リトアニア系の少数者集団いずれかに属する者は、行政当局に対して自らの〈母語〉を使用して申請を提出できると定められている(2.2. で述べたように、「ルシン系」が現在の「ウクライナ系」に相当することに留意する必要がある)。ただし、〈母語〉を使用して申請できる自治体は東部地域の自治体の一部に限られていた。〈母語〉を使用する権利の保持者と、〈母語〉の使用が可能な自治体の組み合わせは以下のとおりである。

[表 3] 国家語法第 2 条：〈母語〉使用者と自治体の組み合わせ

少数者	自治体名 ³²⁾
ルシン系	ルヴフ県、タルノポル県、スタニスワヴフ県、ヴォウイン県、ポレシエ県
ベラルーシ系	ポレシエ県、ノヴォグルデク県、ヴィルノ県、 ビャウイストク県グロドノ郡、同県ヴォウコヴィスク郡
リトアニア系	ヴィルノ県シフェンチャヌイ郡、 ヴィルノ行政区旧トロキ郡内でリトアニア系が多数を占めるグミナ

([表 3] は国家語法第 2 条をもとに筆者が作成した)

「ヴィルノ行政区旧トロキ郡内でリトアニア系が多数を占めるグミナ」の具体的な名称は、国家語法本文には記されていない。しかし、1924 年 9 月 24 日に出された「国家語法施行にともなう閣僚評議会命令」(以下、「国家語法施行命令」と称する) 第 2 項に拠ると、この条件に合致するグミナはヴィルノ・トロキ郡のオルキェニキ *Olkieniki* である旨が記されている。

[表 3] に言う「自治体」とは、すべての地方自治単位 (県、郡、グミナ) を含んでいる。すなわち、「ルヴフ県ではルシン語による申請が可能である」と言う場合、それは「ルヴフ県および県内すべての郡とグミナの当局において、ルシン語による申請が可能である」ことを意味する。行政当局への申請におけるポーランド語以外の言語 (= 〈母語〉) の使用は、以下の三つの要素から決定される。

1. 〈母語〉を使用する権利を持つ者 (=少数者)
2. 〈母語〉による申請を受け付ける自治体
3. 使用可能な〈母語〉

すなわち国家語法の規定では、「少数者の民族的 (=言語的) 帰属」、「国家語以外の使用を許容する自治体」、「少数者の言語」の三要素が連結する場合にのみ、国家語以外の言語の使用が許されていた。これら三要素の組み合わせは固定されたものであり、入れ替えることは不可能であった。例えば、ルシン系市民がノヴォグルデク県でルシン語を使用して申請を行うことはできなかった。[表 3] が示す通り、ノヴォグルデク県ではベラルーシ語による申請は可能であったが、その他の〈母語〉による申請は許されていないからである。また、例えば、多数者であるポーランド系市民がルシン語、ベラルーシ語、リトアニア語などを使用して行政当局へ申請することなどもできなかった。国家語法の他の条文においても、第 2 条の規定 (少数

者と自治体と言語の固定的な組み合わせ) が準用されている。

先述の国家語法施行令第 2 項は「母語による申請を行う者に対して、ポーランド国籍や少数者への帰属の証明を求める必要は無い」とある。よって、実際の申請において民族的帰属や第一言語が必ずしも精査されているわけではなかったものと思われる³³⁾。

なお、3.1. で述べたように、国家語法は当時の東部地域 (クレスィ) を主な対象とする法律であった。実際に第 2 条で言及された自治体 ([表 3] に記載されている自治体) を地図上にまとめると、ビャウイストク県を除くすべての自治体が第二共和国の東半分 (当時の行政用語で言う南部諸県 *województwa południowe* および東部諸県 *województwa wschodnie*) に集中している。しかしながら、法律の対象地域の定義や、〈母語〉概念の定義を行う独立の条は設けられておらず、国家語法の対象となる自治体とこれらの〈母語〉の結びつきが第 2 条においてなれば唐突に現れる。

また、国家語法第 2 条は言語ステータスを定める機能もある。ただし、言語名が第 2 条に直接に列挙されているわけではなく、間接的に示されている。すなわち、「ルーシ (ルシン)、ベラルーシ、リトアニアの各少数者に属するポーランド市民から母語での申請および口頭陳述も受理する」(同第 2 条) という文言から「〈母語〉 = ルシン語、ベラルーシ語、リトアニア語のいずれか」という関係が導出される。「言語名が直接に名指しされているわけではない」という点において、国家語と〈母語〉はステータスとしての性質が異なっていると言えよう。

3.2.2. 国家語法第 3 条

国家語法第 3 条では、ポーランド語以外の言語 (〈母語〉) による申請に対し、行政当局が回答において用いる言語について規定している。この規定に拠ると、ルヴフ県、タルノポル県、スタニスワヴフ県の 3 自治体において国家語以外の言語 (=ルシン語) で申請が行われた場合、県当局は国家語とルシン語の 2 言語で回答を提示することとなっている。第 2 条で言及されたその他の自治体の場合、当事者から別途要請がある場合にのみ、申請が行われた言語での回答も添付される。例えばノヴォグデルク県でベラルーシ系市民がベラルーシ語で申請を行った場合、当事者からの要請があれば、当局はベラルーシ語でも回答を行う。ただし第 2 条で言及された自治体内であっても、「郡とは別に位置づけられる市」³⁴⁾ は特別に、国家語以外の言語の許容範囲を市議会が独自に決定することができた。ただし、国家語法施行令第 3 項に拠ると、こうした独自の決定を下すことができた市はルヴフ市およびヴィルノ市の二つのみである。かつ、ルヴフ市議会はルシン語を、ヴィルノ市議会はベラルーシ語を選択する権利が保証されていたのみであり、やはり自治体と言語の組み合わせは限定的なものであった。

第 3 条の規定を読むと、行政当局から当事者 (少数者) への回答は限定的になっていること

が分かる。国家語以外の言語によって申請がなされた場合に 2 言語（国家語および申請がなされた言語）で自動的に回答が得られるのは 3 県のみ（ルヴフ県、タルノポル県、スタニスワヴフ県）である。かつ、その 3 県はいずれも、ポーランド語以外にはルシン語の使用のみが認められていた自治体であった。したがって、ルシン語で申請を行う者と、ベラルーシ語やリトアニア語で申請を行う者との間にも、行政機関からの対応に不平等が見られる（前者は自動的に 2 言語回答が得られるが、後者は特に要請しなければ 2 言語回答にならない）。ルヴフ県、タルノポル県、スタニスワヴフ県の 3 県およびこれらの県内のルシン語話者は、〈母語〉の使用範囲の観点からは特例であったと言える。

3.2.3. 国家語法第 4 条から第 8 条

国家語法第 4 条では、自治体の議会におけるポーランド語以外の言語の使用が規定されている。第 2 条に挙げられた自治体（およびそこに含まれるすべての下位自治体）の議会では、国家語以外の言語による議事進行および議事録作成が認められていた。無論この場合も、議会において使用可能な言語と自治体の組み合わせは第 2 条を基盤としていた。例えば、ルヴフ県（および同県内の下位自治体）の議会において、ベラルーシ語やリトアニア語による議事進行や議事録作成は認められていない。[表 3] にあるとおり、ルヴフ県は国家語とルシン語の使用のみが許可されていたからである。

国家語法第 5 条では、国家と自治体の公示が規定されている。国家語法第 2 条に挙げられる自治体では、国家語の公示と並んで、その自治体で使用が許可されている言語による公示が併記される³⁵⁾。2 言語間の公示の意味合いに差異があると見なされた場合、国家語による公示が正文とされる。

国家語法第 6 条では、自治体間の連絡において使用が許可される言語が規定されている。地方自治体が他の自治体に連絡する場合、相手方自治体において使用が許可されている〈母語〉（ルシン語、ベラルーシ語、リトアニア語のいずれか）も使用することができる。この場合も、使用可能な言語と自治体の組み合わせは第 2 条の規定にもとづく。また、国家語法施行令第 5 項に拠ると、国家語以外の言語で他自治体に送付された公的書類について、同じ言語で（すなわち、国家語以外の言語で）返信を要求することはできないとされている。

国家語法第 7 条では、第 2 条から第 5 条の例外が規定されている。鉄道、郵便、電信、電話を所管する役所は、いずれかの〈母語〉の使用が許可される自治体内であっても、国家語のみで業務を行わなくてはならない。ただし、窓口業務における利用者とのやり取りなどにおいては、その場に応じて他言語の使用が認められる。

国家語法第 8 条は、別の法律の存在について言及している。具体的には、「ポズナン県とポ

モーゼ県におけるドイツ語使用は別の法律が定める」旨が記されている。ポズナン県とポモージェ県はいずれも、第二共和国の西部に位置していた県である。第二共和国西部は、三国分割期はドイツ帝国領に属していた。第8条は国家語法の対応範囲を東部地域に限定することを明言した条文であると言える。

4. 国勢調査の結果と国家語法

4. では、1921年と1931年の国勢調査の結果を対照させながら、国家語法を分析する。

4.1. 国家語法に言及される自治体の、1921年・1931年国勢調査における人口分布

国家語法の大部分（同第2条から第7条）は第二共和国の東部地域を対象とするものであった。国家語法の対象自治体と、1921年・1931年の国勢調査を照合した結果が、以下の[表4]である。[表4]の読み取りに際する注意点として4点を挙げる。

1. [表4]内で下線部を引いている箇所は、当該自治体内で〈母語〉の使用が認可されている少数者、もしくは使用が認可されている〈母語〉を指す。
2. 国家語法第2条における「旧トロキ郡内でリトアニア系が多数を占めるグミナ」とは、ヴィルノ・トロキ郡内のオルキェニキである（3.2.1. 参照）。しかしグミナ（基礎自治体）単位のデータは国勢調査に収められていないため、オルキェニキについては[表4]では取り上げていない。
3. 1931年国勢調査では、民族的帰属 *narodowość* ではなく第一言語 *język ojczysty* に関して質問されている。その結果、1931年国勢調査では「ルシン語」と「ウクライナ語」の二つに回答が分かれている。すなわち、「ルシン語」と「ウクライナ語」の話者数を足した数が、ほぼ基本的に、1931年国勢調査におけるルシン系市民の数となる。
4. 同様に、1921年国勢調査で「ユダヤ系」と回答した者も、1931年国勢調査では「イディッシュ語」と「ヘブライ語」に分かれている。

[表 4] 1921 年・1931 年国勢調査：国家語法に言及される自治体の人口構成

	1921 年国勢調査 (民族的帰属) ³⁶⁾			1931 年国勢調査 (第一言語) ³⁷⁾		
ルヴフ県	県総人口 ポーランド系 <u>ルシン系</u> ユダヤ系 ドイツ系	2, 718, 014 1, 537, 986 <u>975, 268</u> 190, 368 12, 436	 <u>35. 88%</u> 0. 45%	県総人口 ポーランド語 <u>ウクライナ語</u> <u>ルシン語</u> イディッシュ語 ヘブライ語 ドイツ語	3, 127, 409 1, 805, 035 <u>579, 475</u> <u>487, 635</u> 211, 002 21, 936 12, 049	 <u>18. 52%</u> <u>15. 59%</u> 6. 74% 0. 70% 0. 38%
タルノボル県	県総人口 <u>ルシン系</u> ポーランド系 ユダヤ系 ドイツ系	1, 428, 520 <u>714, 031</u> 642, 546 68, 967 2, 484	 <u>49. 98%</u> 44. 97% 4. 82% 0. 17%	県総人口 ポーランド語 <u>ウクライナ語</u> <u>ルシン語</u> イディッシュ語 ヘブライ語	1, 600, 406 789, 114 <u>401, 963</u> <u>326, 172</u> 71, 890 7, 042	 <u>25. 11%</u> <u>20. 38%</u> 4. 49% 0. 44%
スタニスワヴフ県	県総人口 <u>ルシン系</u> ポーランド系 ユダヤ系 ドイツ系	1, 348, 580 <u>941, 355</u> 299, 033 91, 830 15, 595	 <u>69. 80%</u> 22. 17% 6. 80% 1. 15%	県総人口 <u>ウクライナ語</u> ポーランド語 <u>ルシン語</u> イディッシュ語 ドイツ語 ヘブライ語	1, 480, 285 <u>693, 750</u> 332, 175 <u>325, 128</u> 101, 256 16, 737 8, 122	 <u>46. 86%</u> 22. 43% <u>21. 96%</u> 6. 84% 1. 13% 0. 54%
ヴォウイン県	県総人口 <u>ルシン系</u> ポーランド系 ユダヤ系 チェコ系 ドイツ系 ロシア系	1, 437, 907 <u>983, 596</u> 240, 922 151, 744 25, 405 24, 960 9450	 <u>68. 40%</u> 16. 75% 10. 55% 1. 76% 1. 73% 0. 65%	県総人口 <u>ウクライナ語</u> ポーランド語 イディッシュ語 ドイツ語 ヘブライ語 チェコ語 ロシア語	2, 085, 574 <u>1, 418, 324</u> 346, 640 174, 157 46, 883 31, 388 30, 977 23, 387	 <u>68. 00%</u> 16. 62% 8. 35% 2. 24% 1. 50% 1. 48% 1. 12%
ボレシェ県	県総人口 <u>ベラルーシ系</u> ポーランド系 <u>ルシン系</u> ユダヤ系 土地の人間	880, 898 <u>375, 220</u> 214, 052 <u>156, 142</u> 91, 251 38, 565	 <u>42. 59%</u> 24. 29% <u>17. 72%</u> 10. 35% 4. 37%	県総人口 土地の言葉 ポーランド語 イディッシュ語 <u>ベラルーシ語</u> <u>ウクライナ語</u> ヘブライ語 ロシア語	1, 131, 939 707, 088 164, 106 96, 514 <u>75, 338</u> <u>54, 047</u> 16, 452 16, 198	 62. 46% 14. 49% 8. 52% <u>6. 65%</u> <u>4. 77%</u> 1. 45% 1. 43%
ノヴォグルデク県	県総人口 ポーランド系 <u>ベラルーシ系</u> ユダヤ系 リトアニア系	822, 106 443, 701 <u>310, 152</u> 56, 174 9, 801	 <u>37. 72%</u> 6. 83% 1. 19%	県総人口 ポーランド語 <u>ベラルーシ語</u> イディッシュ語 ヘブライ語 ロシア語 リトアニア語	1, 057, 147 553, 859 <u>413, 466</u> 69, 782 7, 243 6, 794 2, 499	 52. 39% <u>39. 11%</u> 6. 60% 0. 68% 0. 64% 0. 23%

ヴィルノ県 ³⁸⁾	—	—	—	県総人口 ポーランド語 <u>ベラルーシ語</u> イディッシュ語 リトアニア語 ロシア語 ヘブライ語	1,275,939 761,723 <u>289,675</u> 95,179 66,838 43,353 13,649	59.69% <u>22.70%</u> 7.45% 5.23% 3.39% 1.06%
ビャウイストク県 グロドノ郡	郡総人口 ポーランド系 <u>ベラルーシ系</u> ユダヤ系 ロシア系	150,443 83,419 <u>39,511</u> 25,316 1,038	55.44% <u>26.26%</u> 16.82% 0.68%	郡総人口 ポーランド語 <u>ベラルーシ語</u> イディッシュ語 リトアニア語 ロシア語 ヘブライ語	213,105 101,089 <u>63,731</u> 31,822 6,246 6,101 3,532	47.43% <u>29.90%</u> 14.93% 2.93% 2.86% 1.65%
ビャウイストク県 ヴォウコヴィスク郡	郡総人口 ポーランド系 <u>ベラルーシ系</u> ユダヤ系	115,261 80,198 <u>23,933</u> 10,704	69.57% <u>20.76%</u> 9.28%	郡総人口 ポーランド語 <u>ベラルーシ語</u> イディッシュ語 ロシア語 ヘブライ語	171,327 83,111 <u>71,984</u> 10,375 2,839 2,707	48.51% <u>42.01%</u> 6.05% 1.65% 1.58%
ヴィルノ県 シフェンチャヌイ郡	—	—	—	郡総人口 ポーランド語 <u>リトアニア語</u> ロシア語 ベラルーシ語 イディッシュ語 ヘブライ語	136,475 68,441 <u>42,993</u> 8,752 8,062 6,594 1,060	50.14% <u>31.50%</u> 6.41% 5.90% 4.83% 0.77%

[表 4] から分かるように、第 2 条から第 7 条に関係しうる自治体（上の [表 3] に挙げられている自治体）ではいずれも、非ポーランド系市民が人口の一定数を占めていた事実が認められる。

ただし、ポレシェ県における「土地の人間」および「土地の言葉」という表現には補足説明が必要である。1921 年国勢調査に言う「土地の人間」とは、ポーランド語の *narodowość tutejsza* の翻訳である。戦間期のポレシェ県に居住していた、ポーランドやベラルーシとは異なる民族的帰属意識を持つ集団を指す。この集団は現在のポーランド、ベラルーシ、ウクライナに跨る地域（西ポレシェ）³⁹⁾ に集住しており（Jankowiak and Grajewski 2011: 219）、ベラルーシ語で「パレシュキ *Палешыкі*」、ポーランド語で「ポレシュツィ *Poleszycy*」、すなわち「ポレシェ人」と呼ばれていた。この事実から、1931 年国勢調査における「土地の言葉」とは、ポレシェ人の土着の言語ではないかと推測できるが、実際の人口動態は複雑である。1921 年国勢調査で「土地の人間」を選択した者（38,565 人）に比べて、1931 年調査で「土地の言葉」を選択した者（707,088 人）は比較にならないほど多く、人口と話者数の間に対応が見られない。一方、1921 年国勢調査におけるポレシェ県のその他の民族的帰属（ベラルーシ系、ポーランド系、ルシン系）も、

1931 年国勢調査における同県の言語的帰属と数的に大きく齟齬がある。例えば 1921 年国勢調査におけるポレシエ県の「ベラルーシ系」の数は 375,220 人だが、1931 年国勢調査における同県の「ベラルーシ語話者」の数は 75,338 人と、数の隔たりが大きい。ポレシエ県におけるポーランド系やルシン系も、ベラルーシ系ほどの差ではないものの、民族的帰属より言語的帰属の方が小さい数値となっている。

戦間期の資料ではないが、2010 年 8 月に行われた西ポレシエの言語調査 (Jankowiak and Grajewski 2011) に拠ると、同地ではロシア語、ベラルーシ語、ポーランド語の使用が観察され、ロシア語話者の中にはいわゆるトラジャンカ (ベラルーシ語とロシア語の混声語)⁴⁰⁾ の特徴を持つ者も見られるという。加えて、ウクライナ語とベラルーシ語双方の特徴を持つポレシエ言葉 *gwary poleskie* の使用が確認されている。ポーランド国内の少数言語・消滅危惧言語に関するデータベース「ポーランド共和国の言語遺産」(Dziedzictwo językowe Rzeczypospolitej 2021) によると、ポレシエ言葉とはウクライナ語とベラルーシ語双方の特徴を持つ言語で、ポドラシエ言葉 *gwary podlaskie* とも呼ばれることがある。この言語の帰属は学術的にも一般的にも揺れが大きく、ベラルーシ語の変種と扱う立場とウクライナ語の変種と扱う立場の双方が存在する。また、戦間期のポレシエ言葉話者の中には、言語的帰属意識が無い者も少なくなかったという。

戦間期と 2010 年の調査時の状況 (Jankowiak and Grajewski 2011) では異なる部分も大きいであろうが、以下の 2 点は比較的蓋然性が高いと見なして良いだろう。

1. 民族意識の点ではポーランド系、ルシン系、ベラルーシ系の帰属が多いものの、言語意識の点では「土地の言葉」、すなわちポーランド語、ルシン語、ベラルーシ語のいずれでもない言語を話す意識を持つ者が相当数いた。これらの住民が 1931 年国勢調査における「土地の言葉」の多数を占めていたのではないかと思われる。
2. 1931 年調査における「土地の言葉」と括られているカテゴリは言語的に同質でなかったと思われる。いわゆるトラジャンカやポレシエ言葉など、口語レベルで使用されていた様々な言葉が「土地の言葉」としてまとめられていた可能性が高いからである。

こうした点において、ポレシエ県は他の自治体より特異性の高い県であったと言えるだろう。

以下、国家語法の規定と [表 4] を対照させながら、国家語法が当時の統計的事実とどの程度合致するものであったかを見ていく。

4.1.1. ルシン（ウクライナ）系市民、ルシン（ウクライナ）語話者

ルシン系市民の〈母語〉使用が認められていたのは以下の五つの自治体である（国家語法第 2 条）：ルヴフ県、タルノポル県、スタニスワヴフ県、ヴォウイン県、ポレシエ県。

ポレシエ県を除く 4 県では、「1921 年国勢調査時のルシン系市民」の比率と、「1931 年国勢調査時のルシン語話者およびウクライナ語話者」の比率がおおよそ一致している。スタニスワヴフ県、ヴォウイン県のルシン系市民（ルシン語およびウクライナ語話者）の比率は特に高く、多数者であるポーランド系市民（ポーランド語話者）の数を大きく上回っている。

ポレシエ県はルシン（ウクライナ）語使用が認められていた自治体のひとつであるが、該当する市民の数はそれほど多くない。1921 年国勢調査時におけるポレシエ県のルシン系市民は 17.72% であり、1931 年国勢調査時における同県のウクライナ語話者は 4.77% に留まる。比率の差が著しい（1921 年の 17.7% から 1931 年の 4.77%）理由は明確ではないが、民族的帰属と言語的帰属が一致しない市民が一定数いたことが予想される。2.4 で指摘したように、当時のポーランドでは民族的帰属と第一言語が連動しないケースが多々存在した（Łysko 2019: 115）。したがって、1921 年国勢調査において「ルシン系」を民族的帰属として回答した者が、1931 年国勢調査において「土地の言葉」を言語的帰属として回答したケースも少なくなかったと考えられる。

また、ヴォウイン県におけるルシン（ウクライナ）語の国家語法による位置付けには、やや不可解な点がある。国家語法第 3 条の規定によると、ルヴフ県、タルノポル県、スタニスワヴフ県の行政当局は、ルシン語で提出された申請に対して 2 言語（国家語とルシン語）で回答することとなっていた。一方でヴォウイン県においては、当事者（少数者）が特に要請しない限り、回答は国家語のみで行われる。しかし [表 4] を見ると、ヴォウイン県のルシン系市民・ルシン語話者は同県の 7 割近くを占めている。この比率は、ルヴフ県やタルノポル県のルシン（ウクライナ）語話者の比率よりも高い。

4.1.2. ベラルーシ系市民、ベラルーシ語話者

ベラルーシ系市民の〈母語〉使用が認められていたのは以下の五つの自治体である（国家語法第 2 条）：ポレシエ県、ノヴォグルデク県、ヴィルノ県、ビャウイストク県グロドノ郡、同県ヴォウコヴィスク郡。

ノヴォグルデク県とグロドノ郡については、1921 年国勢調査時のベラルーシ系市民の比率と、1931 年国勢調査時のベラルーシ語話者の比率がおおよそ一致しており、いずれも 3 割前後の割合を占めている。ヴィルノ県は 1921 年国勢調査時に成立していなかったものの、1931 年国勢調査時にはベラルーシ語話者が 22.70% を占めており、県内ではポーランド語話者集団に次

ぐ規模を持っていた。

一方、ポレシエ県とヴォウコヴィスク郡については、状況が変動的である。1921 年国勢調査におけるポレシエ県のベラルーシ系市民は 42.59% に上るが、1931 年国勢調査における同県のベラルーシ語話者は 6.65% に過ぎない。考えられる要因としては、ポレシエ県のルシン系市民（ウクライナ語話者）の比率の変動と同様に、民族的帰属と言語的帰属の不一致が挙げられるだろう。すなわち、国家語法で言及されているにも拘らず、ポレシエ県のベラルーシ語話者（の意識を持つ者）は実際には多くなかったと考えられるのである。

ヴォウコヴィスク郡の事例はポレシエ県と対照的である。1921 年国勢調査におけるヴォウコヴィスク郡のベラルーシ系市民は 20.76% であるが、1931 年国勢調査における同郡のベラルーシ語話者は 42.01% に上る。すなわち、民族的帰属として「ベラルーシ系」という意識を持つ者は少ないが、言語的帰属として「ベラルーシ語」という意識を持つ者は多かったものと考えられる。

4.1.3. リトアニア系市民、リトアニア語話者

リトアニア系市民の〈母語〉使用が認められていたのは以下の自治体である（国家語法第 2 条）：ヴィルノ県シフエンチャヌィ郡、ヴィルノ行政区旧トロキ郡内でリトアニア系が多数を占めるグミナ。

前者のシフエンチャヌィ郡ではリトアニア系市民の数は 31.50% に上り、〈母語〉による申請を認める一定の数的根拠がある。後者（ヴィルノ行政区旧トロキ郡内でリトアニア系が多数を占めるグミナ）に該当する自治体は、国家語法施行命令第 2 項に拠ると、ヴィルノ・トロキ郡のオルキェニキのみである（3.2.1. を参照）。1931 年国勢調査には基礎自治体（グミナ）レベルのデータが掲載されていないため、オルキェニキの言語状況について詳細な分析はできない。しかし、オルキェニキが含まれるヴィルノ・トロキ郡におけるリトアニア語話者は郡総人口の 7.89%（16,934 人）に留まっている⁴¹⁾。よって、オルキェニキにおけるリトアニア語話者人口もそれほど多くはなかったと推測される⁴²⁾。

4.2. 国家語法で言及されている自治体の分類

4.1. では、1921 年と 1931 年の国勢調査の結果と国家語法の対象自治体を照合した。「法律の規定が人口分布と一定の一致を見せているか否か」を基準とすると、国家語法の対象自治体（〔表 2〕）は以下のように分類できる。

[表 5] 国家語法に言及されている自治体の再分類 (国勢調査の結果との比較から)

法律の規定が人口分布と一定の合致を示すケース	ルシン (ウクライナ) 語対応自治体: ルヴフ県、タルノポル県、 スタニスワヴフ県、ヴォウイン県 ベラルーシ語対応自治体: ノヴォグルデク県、ヴィルノ県、 ビャウイストク県グロドノ郡 ビャウイストク県ヴォウコヴィスク郡 リトアニア語対応自治体: ヴィルノ県シフェンチャヌイ郡
法律の規定が人口分布と明確には合致しないケース	ルシン (ウクライナ) 語対応自治体: ポレシエ県 ベラルーシ語対応自治体: ポレシエ県
データ不足のため判断できないケース	旧トロキ郡内でリトアニア系が多数を占めるグミナ (=オルキェニキ)

ポレシエ県については、1921 年国勢調査の結果と 1931 年国勢調査の結果との間に差が大きいため、「明確には合致しないケース」とした。

ポレシエ県は、複数の〈母語〉が使用できる唯一の自治体であった (ルシン (ウクライナ) 語とベラルーシ語)。確かに、1921 年国勢調査時にはベラルーシ系市民が 42.59% を占めているため、ベラルーシ語が〈母語〉とされることに数的な根拠がある。しかし 1931 年国勢調査におけるベラルーシ語話者数は 6.65% に留まっており、それとは対照的に、「土地の言葉 *tutejszy*」、すなわちポーランド語でもベラルーシ語でもない言語意識を持つと思われる者が全体の 7 割を占めている。国勢調査の結果のみでは、ポレシエ県の言語状況は不明点が多い。少なくとも、同県は東部地域に類例のない地域であったことは確かである。

5. 結論と今後の課題

5.1. 結論

1.2. で筆者は、「国家語法が当時の民族的・言語的人口分布とどの程度合致するものであったかを検証する」という目的を設定した。この目的に鑑みると、「国家語法で対象とされる地域と、国勢調査における民族的・言語的少数者の多い地域との間には、一定の対応関係が確かに存在していた」と言うことができる。上の [表 5] に示されるとおり、民族的・言語的少数者の大規模な集団が確認できる自治体は、国家語法第 2 条において言及されているからである。すなわち、国家語 (ポーランド語) 以外の言語による行政的対応が求められる可能性が高い自治体

においては、少なくとも法律上は、他言語の使用が認められていた。無論、人口分布との対応のみでは言語法の総合的な評価はできない。しかし統計的な観点からは、国家語法は東部地域の言語状況に即した法律であったということが出来る。

とはいえ、国家語法のなかに問題点や疑問点が無いわけではない。最も重要な問題点は、民族的帰属と言語的帰属が法律文のなかで暗黙のうちに同一視されていることである。第二共和国では民族的帰属と言語的帰属が一致しない場合も多く見られたが、こうした多重性が法律のなかではほとんど考慮されていない。また、国家語法施行令第 2 項が示すように、〈母語〉による申請を行う者であっても、少数者への帰属を証明する必要は必ずしもなかった (3.2.1. を参照)。したがって、行政当局に対して〈母語〉による申請を行う場合に、「その権利を行使しうるのは民族的な意味での少数者なのか、言語的な意味での少数者なのか」、「どのようにして『少数者』の同定を行うのか」などの点は曖昧なままであった。

また、とりわけ特異な人口分布を示すポレシエ県についても、国家語法の規定のみでは不明瞭な部分が極めて多い。同県において 1921 年国勢調査で「ベラルーシ系市民」と回答した者は県人口の 42.59% に上る。しかしこの中で、「ベラルーシ語話者」という意識を強く持っていた者は少なかったと推測される (4.1. を参照)。地域ごとのこうした特殊な背景はポレシエ県のみに限らなかったであろう。国家語法の政策決定者は言語状況の地域的特性をどの程度認知していたのか、国家語法はトラシヤンカやポレシエ言葉など、「独立性」が自明ではない言語の話者に対してどのように適用されていたのか、法律文のみでは明らかにならない。

いずれにせよ、本論文の分析により、第二共和国東部地域の言語状況が国家語法の規定よりもはるかに複雑なものであったことも判明した。東部地域には、国家語法で言及される 3 言語はもとより、ポレシエ県の「土地の言葉」、その他にもイディッシュ語、ヘブライ語、ドイツ語、ロシア語、チェコ語などの使用も観察される。こうした事象の記述は本論の射程を超えるものであるが、第二共和国の多言語状況を如実に示す一例と言えよう。

5.2. 今後の課題

本研究は第二共和国の言語政策研究の基盤研究として、同国の国家語法を分析した。以下に、本研究から派生する今後の課題を示す。

はじめに、国家語法の質的な分析を挙げる。本研究における分析は、当時の国勢調査を基軸とし、量的観点 (少数者の比率) から法律を分析するものであった。しかし量的観点のみでは明らかにならない問題も残されている。具体的には、リトアニア系市民 (リトアニア語話者) とユダヤ系市民 (イディッシュ語・ヘブライ語話者) の法律における位置付けの問題が挙げられる。当時のリトアニア系市民は、ヴィルノ県シフエンチャヌイ郡でこそ 3 割を超えていたも

の、全国的に見れば極めて少数の集団であった。ポーランド・ソヴィエト戦争終結後(1921 年)の領土拡大によってリトアニア系市民の数は増加したものの、ルシン(ウクライナ)系、ユダヤ系、ベラルーシ系市民とは比較にならないほどの開きがある([表 1]、[表 2]を参照)。この事実にも拘らず、リトアニア語はルシン(ウクライナ)語やベラルーシ語と同じステータスを国家語法において占めている。

これとは対照的に、当時のユダヤ人の言語(イディッシュ語・ヘブライ語)について、国家語法はまったく言及していない。1921 年国勢調査(全国)の結果に拠ると、ユダヤ系市民の人口はポーランド系、ルシン系に次いで第 3 位の位置を占めており、ベラルーシ系市民より 100 万人近く多い。無論、国家語法が対象としている東部地域においてもユダヤ系市民は多かった。当時のユダヤ系市民は特定の県に集住していたわけではなく、東部地域の各県(特に都市部)に散らばるように居住していた([表 4]を参照)。したがって、ユダヤ系市民はひとつの自治体内ではそれほど多くはなかったが、東部地域全体として見ると、ポーランド系、ルシン(ウクライナ)系、ベラルーシ系に次ぐ言語集団であったといえる。また、ユダヤ人はヴェルサイユ小条約で唯一、具体名が挙げられている少数者でもあった(2.4.を参照)。こうした事実を鑑みると、イディッシュ語やヘブライ語に対する何らかの政策的措置があっても不自然ではないが、少なくとも国家語法はそれに該当しない。さらに付言すると、当時のユダヤ人の中には、社会生活においてロシア語を使用していた者が珍しくなかった(Ogonowski 2000: 130)。とりわけ知識階級のユダヤ人は、ロシア語を授業言語とするギムナジウムに子供を入学させようとする傾向があった⁴³⁾。こうした状況を踏まえると、東部地域におけるロシア語話者は、1931 年国勢調査の数値よりも潜在的にはさらに多かったのではないかと考えられる。むしろ、この点(ロシア語話者としてのユダヤ系市民)も国家語法には反映されていない。

上に挙げた諸問題点の解決と並行して、国家語法と同年月日に成立した二つの法律「クレスィ諸法」の分析も今後の課題となるだろう。クレスィ諸法も国家語法と同様に、第二共和国東部地域を対象とする法律である(3.1.を参照)。同時に成立した事実からも分かるように、これら三つの法律は同じ目的・方針のもとに成立している。クレスィ諸法の相互比較を行うことで、当時のポーランドが東部地域の言語状況をどのように調整しようとしていたかがさらに明らかになるだろう。

謝辞

本研究は北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター百瀬フェローシップ(2021 年度)の助成を受けている(研究課題名:戦間期ポーランドの言語政策に関する基盤研究 いわゆる「クレスィ諸法」を中心として)。

注

- 1) 「第二共和国 *Druga Rzeczpospolita / Second Republic*」とは、戦間期ポーランドを指して使用される用語であり、ルブリン合同 (1569 年) から第三次三国分割 (1795 年) まで存在したポーランド・リトアニア共和国 (第一共和国) の対比としての名称である。なお、社会主義体制から脱却し 1989 年に成立した現在のポーランド共和国を「第三共和国」と称すこともある。
- 2) ウクライナ系市民は、戦間期は「ルシン系ナショナリティ *narodowość rusińska*」あるいは「ルーシ系ナショナリティ *narodowość ruska*」と呼ばれることもあり、当時の国勢調査や国家語法のなかでも「ルシン/ルーシ」という用語が用いられている。すなわち、「ウクライナ」、「ルシン」、「ルーシ」の諸用語が、厳密には区別されていない側面があった。同じことは言語名についても指摘できる。こうした用語の混在については脚注 7、脚注 10 も参照。
- 3) 1921 年 3 月に成立したために「三月憲法」の通称で呼ばれる。第二共和国独立後初の憲法であり、後述するヴェルサイユ小条約の影響から、少数者の市民権に関する規定を多く含んでいた。
- 4) 三月憲法において少数者に関係するのは、第 88 条、第 95 条、第 96 条、第 109 条、第 110 条、第 111 条、第 113 条、第 115 条である (Kierski 1933: 139-140)。以下、筆者による抄訳を挙げる:「ポーランド共和国は、その領土内において、出自・民族・言語・人種・宗教の別なく、全ての人間に、生命・自由・所有の完全なる保証を約束する」(第 95 条);「いずれの市民も自身の民族性を保持し、自身の言語と民族的特性を涵養する権利を有する」(第 109 条)
- 5) その一方、現在のポーランド国家 (第三共和国) による少数者の位置付けについては、ポーランド国内外で多くの研究が発表されている。近年の研究の中では、ポーランド国内のロマ人、タタール人、カライム人など、いわゆる *stateless minority* についての論文集 (Michna and Warمیńska eds. 2020) が特に注目に値する。日本語文献としては貞包 (2020) が挙げられる。貞包 (2020) では、多数者 (ポーランド人) との歴史的関係性において大きく異なる三つの少数者 (カシューブ人、シロンスク人、レムコ人) を取り上げ、少数者の政策的位置付けに国家の意図がどのように反映されているかを記述している。
- 6) 国勢調査そのものは 1921 年に実施されたが、その結果が出版されたのは 1927 年である。したがって 1921 年国勢調査は「GUS (1927)」と表記している。
- 7) 「ルシン」とは、「カルパティア山脈に土着の、東スラヴ系の言語を話す諸集団」(貞包 2020: 119) の総称であったものが、19 世紀以降以降に民族名として定着したもの。1921 年国

勢調査における「ルシン」とは、現在の「ウクライナ」の概念も含んでおり、「ルシン／ウクライナ」の二つの概念は必ずしも厳密に区別されているわけではなかった。なお、第二共和国に居住していたルシン人の中には、自らをルシン人ともウクライナ人とも異なる集団（レムコ人）と位置付ける者も多かった。しかし第二次世界大戦後の国境変更およびポーランド当局が行った強制移住政策によって、ルシン人・レムコ人の共同体は大きく毀損された（貞包 2020: 63-64）。現在のポーランド国家においては、レムコ人はエスニック・マイノリティ *mniejszość etniczna* というステータスを得ているが、「ルシン人」の名称は政策にはまったく現れていない。

- 8) 1931 年の国勢調査も同様に、出版年に鑑みて「GUS (1938a)」としている。
- 9) 1931 年国勢調査では「ユダヤ語 *język żydowski*」として現されているが、フランス語の *le yiddish* が付記されていることから分かるように、イディッシュ語を指している (GUS 1938a: 15)。
- 10) 「ウクライナ」と「ルシン」という二つの民族名（言語名）の差異や、それぞれの名称がいつ頃から使用され始めたのかという問題については、カジミエシュ・キェルススキの記述 (Kierski 1933) が参考になる。それに拠ると、1928 年にポーランド下院「ウクライナ議員クラブ *Klub ukraiński*」が、法令文書や公文書における「ルシン」という語をすべて「ウクライナ」に置き換えるための政治活動をはじめたことが記録されている (Kierski 1933: 519)。これに対して、自らを「ルシン人」と同定する市民が抗議文を下院に提出し、「ルシン」という語の伝統性・正統性を訴えた。キェルススキが引用するこの抗議文に拠ると、「ウクライナ」という語がポーランド史に現れるのはル布林合同 (1569 年) が最初であるが、ル布林合同から現在まで、「ウクライナ」は「辺境、隅」を示す地理的名称であり、民族名ではない (Kierski 1933: 521)。すなわち、「ウクライナ」という呼称を拒否するルシン人と、逆に「ルシン」という呼称を拒否するウクライナ人の双方が、行政的にはほぼ同じカテゴリとして扱われていた。キェルススキはこれらの点を踏まえながら、民族名としては「ルシン」を、政治的活動については「ウクライナ」を使用することで、両者の使い分けを図っている (Kierski 1933: 522)。「ルシン／ウクライナ」の名称の問題は本論文の射程を超えるものとなるが、第二共和国内の当事者（ルシン人／ウクライナ人）の間でも大きく議論の分かれる問題であったことが確認できるだろう。
- 11) 1921 年国勢調査中のスタニスワフヴ県に関するデータの抜粋に拠ると、当時の民族別人口構成は以下のようになっていた：総人口 1,348,580 人、ルシン系 941,355 人、ポーランド系 299,033 人、ドイツ系 15,595 人、ユダヤ系 91,880 人 (GUS 1923c: VIII-IX)。
- 12) 「グミナ *gmina*」とは、ポーランドの基礎自治体の名称である。ポーランドの地方自治単

位を小さい順から列挙すると、「グミナ gmina < 郡 powiat < 県 województwo」となる。グミナを「市区町村」とすると、ワルシャワ市やクラクフ市など、郡から独立した行政単位と混在するおそれがある。したがって本論文および別途掲載されている全文訳では一貫して「グミナ」としている。第二共和国のグミナはさらに「都市グミナ gmina miejska」と「農村グミナ gmina wiejska」とに分けられていた (Bartoszewicz 1923: 219-220)。

- 13) スタニスワヴフ県の他に非ポーランド系市民が多数派を占めていた県としては、ルシン系が多数派だったタルノポル県 województwo tamopolskie、ヴォウイン県 województwo wołyńskie、ベラルーシ系が多数派だったポレシエ県 województwo poleskie がある (いずれも 1921 年国勢調査時点)。
- 14) 「国民民主党」とは、1897 年に結成された政党。ポーランド民族主義の秘密結社「民族連盟 Liga Narodowa」(1893 年結成) が公的な場で政治活動を行うために結成され、強固なポーランド民族主義を掲げた。国民民主党の提示した自民族中心主義的な思想は、第二次世界大戦後のポーランド人民共和国のあり方にも大きな影響を与えたとされている (柴他 [監修] 2015: 523)。
- 15) 「ウクライナ軍事組織」とは、戦間期ポーランドを中心にテロ活動を行ったウクライナ独立主義者の集団。
- 16) 「ルヴフ Lwów」とは、現在のウクライナの都市リヴィウ Львів のポーランド語による呼称である。本論文の対象地域の大部分は、現在ではウクライナ、ベラルーシ、リトアニアに属する。しかし本論文が戦間期ポーランドを研究対象とする都合上、地名の読みは原則としてポーランド語読みで示す。リヴィウ以外の地名については脚注 32 も参照。
- 17) 「国家主席」とはポーランド語の Naczelnik państwa の訳語であり、伊東他 [編] (1998: 253) が採用しているものである。なお、国家首席 (キェニエーヴィチ [編] 1986) という訳語もあり、一般には「国家元首」と訳されることもある。
- 18) 1921 年のピウスツキ暗殺未遂事件については、ポーランド史博物館のオンライン記事に詳しい (Muzeum Historii Polski 2021)。~~19) Elzniga (2016) でも、フランス語圏におけるドイツ語綴は現在に至るまで決して好意的ではないことが指摘されている (Elzniga 2016: 3-4)。~~
- 19) 第二共和国初の大統領選挙は 1922 年 12 月 9 日に行われた。なお、当時の大統領選挙は国民による直接選挙ではなく、議会内選挙の形式を取っていた。当初は右派の国民民主党 (エンデツィア) が推すマウリツィ・ザモイスキ伯が最有力候補と見られており、ナルトヴィチは泡沫候補に過ぎなかった。しかし初回投票ではザモイスキも過半数を得るに至らず、最下位の候補を順次落として投票が進められた結果、社会主義勢力や少数者集団の

票がナルトヴィチに集まり当選に至った。

- 20) 1924 年のヴォイチェホフスキ暗殺未遂事件については、*Rzeczpospolita* 紙のオンライン記事に詳しい (*Rzeczpospolita* 2016)。
- 21) 「ウクライナ民族主義者組織」とは、1929 年にウィーンで結成された武装組織。第二次世界大戦においてドイツ軍と協力関係にあり、1941 年にはソ連軍との戦闘に勝利しルヴフ (リヴィウ) を占拠し、ウクライナ独立政府の樹立を宣言した。しかし協力関係にあったドイツはウクライナ独立を認めず、直轄統治を行った (伊東他 [編] 1998: 322)。
- 22) 歴史家であり同時代人でもあるアンジェイ・ホイノフスキは、当時のポーランドにおけるウクライナ人共同体について「国家から大幅な譲歩を取り付けるにはあまりに弱体であったが、その存在を無視するにはあまりに強力」な集団であったと評している (Garlicki 2002: 301)。
- 23) 「小条約 *Little Treaty*」とは通称であり、ドイツと連合国の間で締結されたヴェルサイユ条約と同年月日に締結されたためにこのように呼ばれる。小条約の日本語訳については、管見の限り以下の二つがある：①大沼 [編] (1996: 260-261) に掲載の第 1 部抄訳 (第 2、7、8、9、12 条)；②貞包 (2021) による第 1 部全体の試訳。なお、貞包 (2021) は大沼 [編] (1996) ですでに翻訳されている箇所は引用している。
- 24) 小条約の通称として、「少数者保護条約」(大沼 [編] 1996)、「少数者条約」(篠原 2015)、*Polish Minority Treaty* (Fink 2004) といった呼称が使用される場合がある。しかし、小条約が少数者問題について言及しているのは前半 (第 1 部) のみであり、後半 (第 2 部) は外交、通商、通信、移動に関する規定である。したがって、「少数者」を強調する呼称は正確性に欠けるきらいがあるため、本論文ではこうした呼称は採用していない。
- 25) 小条約第 7 条 (大沼 [編] 1996: 261) を参照：「ポーランド政府が公用語を定めた場合においても、ポーランド語以外の言語を用いるポーランド国民に対して、口頭または書面により、裁判所においてその言語を使用することができるよう、十分な便宜が与えられる。」
- 26) ユダヤ人に対するこうした「特例」の直接の要因は定かではない。しかしパリ講和会議において、ユダヤ人団体が各国代表団に覚書などを配布するなどのロビー活動を行っていた事実が指摘されている (篠原 2015: 73)。ユダヤ人が国際会議の場においてこうした集団的申立を行ったのは、パリ講和会議が初めてのことでない。Ogonowski (2000:42) によると、1815 年のウィーン会議の際に、ユダヤ人は少数者問題への配慮を会議側に求めている。また 1878 年のベルリン会議では、会議内にユダヤ人問題専門委員会が設置された。*Jewish Virtual Library* の “Congress of Berlin” の項によると、同委員会はバルカン諸国のユダヤ人に市民権が保障されていないとして、会議首脳部に覚書を提出している。ルーマニア

政府は「ユダヤ人問題はルーマニアの国内問題である」としてこの訴えを取り下げるよう説得を試みたが、これがかえって会議首脳部の反感を買うことになったという。結果的にルーマニアは、ユダヤ人の市民権の保障を認めることとなった (Jewish Virtual Library 2021)。しかしルーマニアはこの取り決めに遵守しなかった (Ogonowski 2000:42)。

- 27) 例えば 1921 年国勢調査では、民族的帰属と宗教的帰属の対応がひとつの表にまとめられている (GUS 1927: 56)。この表に拠ると、当時のポーランド系市民 17,789,287 人のうち、15,850,890 人がローマ・カトリックを信仰している。すなわち、ポーランド系市民の大多数はカトリックであるが、一方でポーランド系市民のギリシア・カトリックが 361,294 人、正教会が 545,457 人、モーセ教 (ユダヤ教) が 707,400 人となっており、同一の民族的帰属の中でも宗教的帰属は相当の多様性を備えていたことが分かる。
- 28) ポーランドの実態にそぐわないにもかかわらず小条約に「人種 race」という語が頻出するのは、小条約がアメリカ合衆国の強い影響下に成立した事実と無縁ではないだろう。当時のアメリカ大統領ウッドロー・ウィルソンの理念について窪 (2006: 261) は、「彼 [ウィルソン] において、「ナショナルな熱望」も「人種的熱望」も同意語なのである」と指摘している。すなわちウィルソンは、アメリカ国内における「人種」観をそのまま小条約に反映させた可能性は否定できない。
- 29) ここに言う〈母語〉とは、国家語法に現れる *język macierzysty* の訳語である。「第一言語」の意味合いで現在でも一般的に使用される用語であるが、国家語法の中ではルシン (ウクライナ) 語、ベラルーシ語、リトアニア語の 3 言語のみを指していた。この限定的な機能を示すために、本論文では山括弧 〈 〉 を使用して “〈母語〉” と記している。
- 30) 本論文でしばしば参照する Kierski (1933) は、第二共和国で成立した少数者関連の諸法について解説した書籍である。序文で著者のカジミェシュ・キェルスキは「本書は、関連事項を可能な限り完全な方法で把握しようと努めている点において、少数者に関する他の成果とは異なる」としている。その言葉どおり、小条約やポーランド・ドイツ二国間条約などの国際的規定を背景に、第二共和国の少数者関連法 (言語法を含む) を網羅的に取り扱っている。
- 31) 国家語法第 2 条原文では、「ルーシ (ルシン) 系 *narodowość ruska (rusińska)*」と表記されている。本論文に付す全文訳 ([資料]) ではこの表記を尊重し「ルーシ (ルシン)」と翻訳したが、本文では一貫して「ルシン」という語を使用する。「ルーシ」という語は 9-13 世紀に存在したキエフ大公国を指すときに使用されることが多く、本文において使用すると誤解を生む可能性があるからである。
- 32) [表 3] に挙げる諸自治体の大部分は現在ではポーランド領ではなく、ウクライナ、ベラ

ルーシ、リトアニアの領土に含まれている。例えば「ルヴフ Lwów」とは、ウクライナの都市リヴィウ Львів のポーランド語による呼称である。国家語法が機能していた戦間期はポーランド領であったことに鑑み、ここでは一貫してポーランド語の読み(ルヴフ)を使用している。他の地名についてもこの原則を採用し、すべてポーランド語読みを採用する。ポーランド語による都市名と現在の現地国における呼称の対応を以下に簡潔に記す：ルヴフ Lwów → リヴィウ Львів (現ウクライナ)；タルノポル Tamopol → テルノーピリ Тернопіль (現ウクライナ)；スタニスワヴフ Stanisławów → イヴァーノ＝フランキーウシク Івано-Франківськ (現ウクライナ)；ノヴォグルデク Nowogródek → ナヴァフルダク Навагрудак (現ベラルーシ)；ヴィルノ Wilno → ヴィリニウス Vilnius (現リトアニア)；グロドノ Grodno → フロドナ Гродна (現ベラルーシ)；ヴォウコヴィスク Wołkowysk → ヴァウカヴィスク Ваўкавыск (現ベラルーシ)

- 33) ただし、国家語法施行命令第2項には続けて、「当事者の少数者への帰属が疑われる場合、帰属が証明されるまでは申請の処理を保留する」とある。
- 34) 「郡とは別に位置づけられる市」とは、ワルシャワ、クラクフ、ポズナン、ウッチなど、郡の領域内にありながらも郡から独立した行政単位となる都市を指している。
- 35) ここで言う「公示」の例としては、1931年国勢調査のための公示が挙げられるだろう。同調査に先立ち、以下の五つの版の公示が作成されている：①ポーランド語版、②ポーランド語・ルシン(ウクライナ)語併記版、③ポーランド語・ベラルーシ語併記版、④ポーランド語・ドイツ語併記版、⑤ポーランド語・リトアニア語併記版。これらの2言語併記版は、1931年国勢調査の質問表および回答手引(GUS 1932: 51-59)にまとめられている。
- 36) 1921年国勢調査の以下の抜粋を参照：ルヴフ県抜粋(GUS 1924c: VIII-IX)；タルノポル県抜粋(GUS 1923d: 82)；スタニスワヴフ県抜粋(GUS 1923c: VIII-IX)；ヴォウイン県抜粋(GUS 1923b: VIII-IX)；ポレシエ県抜粋(GUS 1924b: X-XI)；ノヴォグルデク県抜粋(GUS 1923a: X-XI)；ビャウイストク県抜粋(GUS 1924a: X-XI)。
- 37) 1931年国勢調査の以下の抜粋を参照：ルヴフ県(ルヴフ市除く)抜粋(GUS 1938c: 10)；ルヴフ市抜粋(GUS 1937b: 11)；タルノポル県抜粋(GUS 1938f: 26)；スタニスワヴフ県抜粋(GUS 1938b: 22)；ヴォウイン県抜粋(GUS 1938d: 22)；ポレシエ県抜粋(GUS 1938h: 20)；ノヴォグルデク県抜粋(GUS 1938e: 19)；ヴィルノ県(ヴィルノ市除く)抜粋(GUS 1936: 10)；ヴィルノ市抜粋(GUS 1937a: 11)；ビャウイストク県抜粋(GUS 1938g: 30-31)
- 38) ヴィルノ県はポーランド・ソヴィエト戦争終結(1921年)後に成立した。したがって1921年国勢調査の実施時点では、「ヴィルノ県」という自治体は存在しない。[表4]のシフェ

- ンチャヌィ郡（ヴィルノ県内）についても同様。
- 39) 西ポレシェとは、より具体的には、現在のポーランド・ベラルーシ国境および現ウクライナ・ベラルーシ間を流れる二つの川（ホルィニ川 Горинь/Гарынь、スツヴィハ川 Ствига/Сцвіга）に囲まれた地域を指す（Jankowiak and Grajewski 2011: 219）。
 - 40) トラシャンカ *трасянка* とは、一般にはロシア語とベラルーシ語の混声語であるとされており、「純粋な」ベラルーシ語とは見なされていない（清沢 2017: 39）。よってベラルーシの統計データなどでは「トラシャンカ」という選択肢がそもそも存在しないことがほとんどである。しかしながら清沢（2017: 152-153）の調査では、「回答の選択肢にベラルーシ語とロシア語の混成語（トラシャンカ）が加わると、それを選択する回答者が一定の割合で顕著に現れる」傾向が明らかになっている。すなわち、ベラルーシ語とロシア語の使い分けを意識することは、一定のベラルーシ国民にとって困難である状況が推測される。
 - 41) 1931 年国勢調査時点でのヴィルノ・トロキ郡における言語別の人口分布は以下のとおり（GUS 1936: 13）：郡総人口 214,472 人、ポーランド語話者 180,546 人、リトアニア語話者 16,934 人、ベラルーシ語話者 5,549 人、ロシア語話者 3,714 人。
 - 42) なお、ヴィルノ・トロキ郡内には当時 17 のグミナが存在した。
 - 43) 東部地域のユダヤ人らは 1921 年に「ロシア語を授業言語とするユダヤ人中学校」の設立を当局に陳情している。しかし当時の閣僚評議会はこの陳情を退けている（Ogonowski 2000: 130-131）

参考文献

- Bartoszewicz, Joachim (1923) *Podręczny słownik polityczny*. Warszawa: Księgarnia Perzyński, Niklewicz i S-ka.
- Chałupczak, Henryk (2012) Polityka neutralizacji przez Polskę niemieckich mniejszościowych do Rady Ligi Narodów w okresie międzywojennym. *Polityka i Społeczeństwo* (9), pp. 7–15.
- Fink, Carole (1998) The Minorities Question at the Paris Peace Conference: The Polish Minority Treaty, June 28, 1919. [In:] Manfred F. Boemke, Gerald D. Feldman, Elisabeth Glaser (eds.) *The Treaty of Versailles: A Reassessment after 75 Years*. Cambridge: Cambridge University Press, pp.249–274.
- Garlicki, Andrzej (2002) *Historia 1815-1939. Polska i świat*. Warszawa: Wydawnictwo Naukowe Scholar.
- Jankowiak, Mirosław and Łukasz Grajewski (2011) *Szlakiem białoruskich Poleszuków (Raport z badań terenowych)*. Acta Baltico-Slavica (35), pp. 215–236.
- Kierski, Kazimierz (1933) *Ochrona praw mniejszości w Polsce*. Poznań: Nakładem autora.
- Łozińska, Maja and Jan Łoziński (2012) *W przedwojennej Polsce. Życie codzienne i niecodzienne*.

- Warszawa: Wydawnictwo Naukowe PWN.
- Łysko, Marcin (2019) Ochrona praw mniejszości w II Rzeczypospolitej Polskiej w świetle postanowień tzw. małego traktatu wersalskiego z 1919 r. *Miscellanea Historico-Juridica* (XVIII-1), 109–132.
- Michna, Ewa. Katarzyna Warmińska (eds.) (2020) *Identity Strategies of Stateless Ethnic Minority Groups in Contemporary Poland*. Cham: Springer.
- Mironowicz, Eugeniusz (2000) *Polityka narodowościowa PRL*. Białystok: Wydanie Białoruskiego Towarzystwa Historycznego.
- Ogonowski, Jerzy (2000) *Uprawnienia językowe mniejszości językowych w Rzeczypospolitej Polskiej 1918–1939*. Warszawa: Wydawnictwo Sejmowe.
- Olszański, Tadeusz (2016) *Kresy kresów. Stanisławów jednak żyje*. Warszawa: Wysoki Zamek.
- Ruda, Oksana (2017) Polityka językowa Polski i Czechosłowacji wobec mniejszości ukraińskiej w okresie międzywojennym (na przykładzie szkolnictwa Galicji i Zakarpacia). *Wrocławskie Studia Politologiczne* (23), pp. 131–142.
- Woźniak, Ewa (2015) Polityka językowa państwa polskiego w okresie międzywojennym. *Socjolingwistyka* (29), pp. 7–20.
- Woźniak, Ewa (2019) Czego Zenon Klemensiewicz nie napisał o języku polskim w dwudziestoleciu międzywojennym, czyli dlaczego potrzebne jest nowe opracowanie dziejów polszczyzny w latach 1918–1939. *LingVaria* (2-28), pp. 95–105.
- Wróblewska, Urszula (2011) Polityka oświatowa państwa polskiego wobec mniejszości narodowych, grup etnicznych i wyznaniowych zamieszkujących Kresy Wschodnie w II RP. *Nauka* (2), pp. 109–124.
- 伊東孝之、井内敏夫、中井和夫 [編] (1998) 『ポーランド・ウクライナ・バルト史』 山川出版社
- 大沼保昭 [編] (1996) 『資料で読み解く国際法』 東信堂
- ステファン・キエニエーヴィチ [編] (加藤一夫、水島孝生 [訳]) (1986) 『ポーランド史』 恒文社
- 清沢紫織 (2017) 『ベラルーシ共和国における言語状況及び言語政策に関する総合的研究』 筑波大学博士 (言語学) 学位請求論文 (2017 年度)
- 窪誠 (2006) 『マイノリティの国際法 レスプブリカの身体からマイノリティへ』 信山社
- 貞包和寛 (2020) 『言語を仕分けるのは誰か ポーランドの言語政策とマイノリティ』 明石書店
- 貞包和寛 (2021) 「戦間期ポーランドの言語政策 国家語法 (1924 年) を中心に」 日本言語政策学会第 23 回大会口頭発表資料
- 篠原初枝 (2015) 「国際連盟と少数民族問題 なぜ、誰が、誰を、誰から、どのようにして、保護するのか」 『アジア太平洋討究』 (24), pp. 71–86.

柴宜弘、伊東孝之、南塚信吾、直野敦、萩原直 [監修] (2015) 『[[新版] 東欧を知る事典』
平凡社

インターネットからの資料

Dziedzictwo językowe Rzeczypospolitej (2021) Podlaskie i poleskie gwary.

<http://www.inne-jezyki.amu.edu.pl/Frontend/Language/Details/21/CulturalIdentities>

(Accessed: 2021/11/15).

Jewish Virtual Library (2021) Congress of Berlin (June 13–July 13, 1878).

<https://www.jewishvirtuallibrary.org/berlin-congress-of> (Accessed: 2021/11/20).

Muzeum Historii Polski (2021) Zamach na Józefa Piłsudskiego we Lwowie.

<https://muzhp.pl/pl/e/1948/zamach-na-jozefa-pilsudskiego-we-lwowie> (Accessed: 2021/09/12).

Rzeczpospolita (2016) Jak przebiegł zamach na prezydenta Wojciechowskiego?

<https://www.rp.pl/historia/art3169451-jak-przebiegal-zamach-na-prezydenta-wojciechowskiego>

(Accessed: 2021/09/21)

統計資料

GUS (1923a) *Skorowidz miejscowości Rzeczypospolitej Polskiej opracowany na podstawie wyników Pierwszego Powszechnego Spisu Ludności z dnia 30 września 1921 r. i innych źródeł urzędowych* (tom VII – Województwo nowogródzkie).

GUS (1923b) *Skorowidz miejscowości Rzeczypospolitej Polskiej opracowany na podstawie wyników Pierwszego Powszechnego Spisu Ludności z dnia 30 września 1921 r. i innych źródeł urzędowych* (tom IX – Województwo wołyńskie).

GUS (1923c) *Skorowidz miejscowości Rzeczypospolitej Polskiej opracowany na podstawie wyników Pierwszego Powszechnego Spisu Ludności z dnia 30 września 1921 r. i innych źródeł urzędowych* (tom XIV – Województwo stanisławowskie).

GUS (1923d) *Skorowidz miejscowości Rzeczypospolitej Polskiej opracowany na podstawie wyników Pierwszego Powszechnego Spisu Ludności z dnia 30 września 1921 r. i innych źródeł urzędowych* (tom XV – Województwo tamopolskie).

GUS (1924a) *Skorowidz miejscowości Rzeczypospolitej Polskiej opracowany na podstawie wyników Pierwszego Powszechnego Spisu Ludności z dnia 30 września 1921 r. i innych źródeł urzędowych* (tom V – Województwo białostockie).

GUS (1924b) *Skorowidz miejscowości Rzeczypospolitej Polskiej opracowany na podstawie wyników Pierwszego Powszechnego Spisu Ludności z dnia 30 września 1921 r. i innych źródeł urzędowych* (tom

- VIII – Województwo poleskie).
- GUS (1924c) *Skorowidz miejscowości Rzeczypospolitej Polskiej opracowany na podstawie wyników Pierwszego Powszechnego Spisu Ludności z dnia 30 września 1921 r. i innych źródeł urzędowych* (tom XIII – Województwo lwowskie).
- GUS (1927) *Pierwszy Powszechny Spis Rzeczypospolitej Polskiej z dnia 30 września 1921 roku mieszkania, ludności, stosunki zawodowe.*
- GUS (1931) *Pierwszy Powszechny Spis Rzeczypospolitej Polskiej z dnia 30 września 1921 roku. Formularze i instrukcje spisowe.*
- GUS (1932) *Drugi Powszechny Spis Ludności z dn. 9. XII 1931 r. Formularze i instrukcje spisowe.*
- GUS (1936) *Statystyka Polski. Drugi Powszechny Spis Ludności z dn. 9. XII 1931 r. Mieszkania i gospodarstwa domowe. Ludność. Stosunki zawodowe* (zeszyt 36 – Województwo wileńskie bez miasta Wilna).
- GUS (1937a) *Statystyka Polski. Drugi Powszechny Spis Ludności z dn. 9. XII 1931 r. Mieszkania i gospodarstwa domowe. Ludność. Stosunki zawodowe* (zeszyt 48 – Miasto Wilno).
- GUS (1937b) *Statystyka Polski. Drugi Powszechny Spis Ludności z dn. 9. XII 1931 r. Mieszkania i gospodarstwa domowe. Ludność. Stosunki zawodowe* (zeszyt 58 – Miasto Lwów).
- GUS (1938a) *Drugi Powszechny Spis Ludności z dn. 9. XII 1931 r. Mieszkania i gospodarstwa domowe. Ludność.*
- GUS (1938b) *Statystyka Polski. Drugi Powszechny Spis Ludności z dn. 9. XII 1931 r. Mieszkania i gospodarstwa domowe. Ludność. Stosunki zawodowe* (zeszyt 65 – Województwo stanisławowskie).
- GUS (1938c) *Statystyka Polski. Drugi Powszechny Spis Ludności z dn. 9. XII 1931 r. Mieszkania i gospodarstwa domowe. Ludność. Stosunki zawodowe* (zeszyt 68 – Województwo lwowskie bez miasta Lwowa).
- GUS (1938d) *Statystyka Polski. Drugi Powszechny Spis Ludności z dn. 9. XII 1931 r. Mieszkania i gospodarstwa domowe. Ludność. Stosunki zawodowe* (zeszyt 70 – Województwo wołyńskie).
- GUS (1938e) *Statystyka Polski. Drugi Powszechny Spis Ludności z dn. 9. XII 1931 r. Mieszkania i gospodarstwa domowe. Ludność. Stosunki zawodowe* (zeszyt 71 – Województwo nowogrodzkie).
- GUS (1938f) *Statystyka Polski. Drugi Powszechny Spis Ludności z dn. 9. XII 1931 r. Mieszkania i gospodarstwa domowe. Ludność. Stosunki zawodowe* (zeszyt 78 – Województwo tarnopolskie).
- GUS (1938g) *Statystyka Polski. Drugi Powszechny Spis Ludności z dn. 9. XII 1931 r. Mieszkania i gospodarstwa domowe. Ludność. Stosunki zawodowe* (zeszyt 83 – Województwo białostockie).
- GUS (1938h) *Statystyka Polski. Drugi Powszechny Spis Ludności z dn. 9. XII 1931 r. Mieszkania i*

gospodarstwa domowe. Ludność. Stosunki zawodowe (zeszyt 87 – Województwo poleskie).

法令文書、条約

ヴェルサイユ小条約 — Treaty between the Principal Allied and Associated Powers and Poland, signed at Versailles, June 28, 1919.

学校制度の構成に関する諸規定を含む 1924 年 7 月 31 日の法律 — Ustawa z dnia 31 lipca 1924 r., zawierająca niektóre postanowienia o organizacji szkolnictwa (Dz.U. 1924 nr 79 poz. 766).

国家語法 — Ustawa z dnia 31 lipca 1924 r. o języku państwowym i języku urzędowania rządowych i samorządowych władz administracyjnych (Dz.U. 1924 nr 73 poz. 724).

国家語法施行命令 — Rozporządzenie wykonawcze Rady Ministrów z dnia 24 września 1924 r. do ustawy z dnia 31 lipca 1924 r. o języku państwowym i języku urzędowania rządowych i samorządowych władz administracyjnych (Dz. U. 1924 nr 85 poz. 820).

裁判所、検察、公証業務の公用語に関する 1924 年 7 月 31 日の法律 — Ustawa z dnia 31 lipca 1924 r. o języku urzędowania sądów, urzędów prokuratorskich i notariatu (Dz.U. 1924 nr 78 poz. 757).

三月憲法 — Ustawa z dnia 17 marca 1921 r. – Konstytucja Rzeczypospolitej Polskiej (Dz. U. 1921 nr 44 poz. 267).

The State Language Act (1924) of Interwar Poland: Analysis Based on Articles of the Act and National Censuses

Kazuhiro SADAKANE

Keywords: S Poland, national minorities, minority languages, language planning, the interwar period

Abstract

This study analyzes the Act of July 31, 1924, on the State Language and the Official Language of Government and Local Government Administrative Authorities (referred to as the State Language Act), which was established in Interwar Poland (Second Republic) in 1924. The State Language Act determines that the Polish language is the State Language and using it in all the governmental and local governmental organs is mandatory. According to the State Language Act, three languages other than Polish could also be used in some municipalities (voivodeship, powiat, gmina) in the eastern territory of the Second Republic: Ruthenian (Ukrainian), Belarussian, and Lithuanian. In fact, most articles of the State Language Act concerns not the Polish language, but other languages mentioned above. Therefore, the State Language Act is essentially an act on linguistic minorities at that time.

This study examines the extent to which the State Language Act was consistent with the language situation of the time, referring to two National Censuses in 1921 and 1931. The results of the analysis show that the provisions of the State Language Act are consistent with the results of the censuses to a large extent, although they are fraught with some problems and questions.

貞 包 和 寬